

5. 団体保険事業

会員が当組合と団体契約をしている生命保険会社、損害保険会社及び(財)岡山県教育弘済会と保険契約をしたとき、保険料の徴収事務等を行う事業である。

(1) 団体保険契約会社一覧及び記号

記号				保険会社名	記号	保険会社名
自動車	火災	積立	介護			
ア	タ	マ		日本興亜損保	A	第一生命
コ	ホ				B	日本生命
イ	テ	ヨ	ツ	三井住友海上	C	住友生命
ウ	ト				E	朝日生命
エ	ナ			あいおい損保	F	明治安田生命
オ	ニ	ラ	ヘ	東京海上日動火災	G	三井生命
ケ	ヒ				H	エイアイジー・スター生命
カ	ネ			ニッセイ同和損保	J	富国生命
キ	ノ	ル	フ	損害保険ジャパン	M	AIG・エジソン生命
シ	モ	ロ	ユ		N	太陽生命
ク				日新火災	R	弘済会(教弘)
サ	ム			富士火災	S	弘済会(附属)
ヤ				弘済会(傷害)	T	弘済会(グループ)
					V	弘済会(家族)

(2) 保険を新規契約、変更、解約するとき

保険会社（岡山県教育会を含む）へ直接申し出て所定の手続きをする。

(3) 保険料の徴収期間

保険料の徴収は、保険会社（岡山県教育会を含む）から当互助組合へ引去依頼のあった月から、解約の報告がある月までとする。

(4) 育児休業中の団体保険の取扱い

口座振替により毎月納入することとなる。

振替日 毎月15日（振替日が金融機関の休業日となる場合はその翌日）